

一般財団法人新潟県剣道連盟剣道公認審判員規程

制 定 平成23年4月1日
改 正 平成26年2月1日

(目的)

第1条 一般財団法人新潟県剣道連盟（以下「新剣連」という。）の剣道公認審判員（以下「公認審判員」という。）について、次の事項を定め、新剣連の主催及び後援する大会等において剣道の試合を適正かつ厳正に運営することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において公認審判員とは、新剣連が主催した公認審判員講習会を受講し、公認審判員審査会で合格した者で、会長が認定した審判員をいう。

(公認審判員の審査)

第3条 公認審判員審査会は、原則として各地域加盟団体(上越地区、中越地区、下越地区及び新潟地区)において、それぞれ年1回開催する。（県内で年4回開催する）

- 2 審査会の審査員は、別に定める審査員選考委員会において選任された審査員及び新剣連会長が任命した者がこれにあたる。
- 3 審査会は、次のとおりとする。
 - (1) 審査員は、5名とする。
 - (2) 審査員の合否は、審査員3名以上の合格表示により合格とする。
 - (3) 審査内容は、実技及び学科審査とする。

(受審資格)

第4条 公認審判員の審査を受けようとする者は、次の各号に掲げる条件を満たさなければならない。

- (1) 新剣連主催の公認審判員講習会を受講した者であること
- (2) 一般財団法人全日本剣道連盟が制定する「剣道試合・審判規則」に基づき、適正・公平に審判のできる知識及び技能を有し、現に剣道の修練を行っていること
- (3) 剣道三段位以上の資格ある者であること

(公認審判員の義務)

第5条 公認審判員は、新剣連の主催・後援する大会において、主管団体からの審判の派遣要請に協力する義務を負う。

(公認審判員認定の更新)

第6条 公認審判員は、毎年4回開催する公認審判員講習会を年度内に最低1回以上これに参加し、剣道手帳に主催者の検印を受けなければならない。

(公認審判員の認定失効)

第7条 前条の規定を怠った者は、公認審判員資格の認定を失効し、新剣連主催及び後援大会の審判を行うことができない。ただし、次年度の公認審判員講習会を受講すれば公認審判員資格の認定を回復する。（認定審査を再度受審する必要はない。）

(服装等)

第8条 公認審判員の服装は、「全日本剣道連盟剣道試合・審判細則」の定めに準ずるものとする。

- 2 胸章（ワッペン）は、新剣連指定の物を所定の部位に着装する。

附則 この規程は、平成26年2月1日から施行する。